

喜多方市
グループウェア及び電子文書管理システム
クラウドサービス
仕様書

令和6年4月
喜多方市企画政策部情報政策課

1 件名

喜多方市グループウェア及び電子文書管理システムクラウドサービス

2 対象システム

- (1) グループウェア
- (2) 電子文書管理システム（電子決裁基盤を含む。）

3 目的

喜多方市（以下「本市」という。）では、業務の効率化及び正確性の向上を図ることを目的に導入しているグループウェア及び電子文書管理システムについて、新しいシステムへの更改作業を進めているところであり、クラウドサービスの利用による調達を行う。クラウドサービスの受託候補者として、高度な技術・ノウハウを有することが必要であり、他自治体における導入実績、他システムとの連携や拡張性など、価格以外の要素を含め、総合的な見地から判断して最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

4 調達方針

- (1) システムの導入方式として庁外のデータセンターにアプリケーションサーバ環境を配置するクラウド方式による提供を前提とする。
- (2) 導入に当たっては、クラウド方式により提供されるパッケージシステムに合わせて業務の見直し改善を行い、システムのカスタマイズは原則行わないこととする。そのため、本市が要求する機能の実現方法については、原則として、パッケージ機能で実現することとするが、パッケージ機能で実現できない場合は、代替策の提案も可とする。

なお、本仕様書では、調達方針や、グループウェア及び文書管理システムの共通的な要件等について記載する。本市が、各システムに要求する具体的な機能等については、「喜多方市グループウェア機能要件」及び「喜多方市電子文書管理システム機能要件」に記載する。

- (3) 本プロポーザルでは、グループウェア及び電子文書管理システムのシステム間連携の必要があり、また、本市の業務全体として最適なシステムの選定を行いたいことから、グループウェア及び電子文書管理システムの審査を一括で実施する。

5 履行場所及び履行期間

(1) 履行場所

喜多方市字御清水東7 2 4 4 番地2（喜多方市役所）

(2) 履行期間

ア 現行システムからの移行業務の履行期限

令和6年10月1日から運用を開始できること。（本市との協議により変更を可とする。）

イ 運用業務

運用開始から5年間（60 か月）とする。

6 業務の範囲

(1) 導入するシステムが稼働するために必要な環境（ソフトウェア、ミドルウェア、クラウド基盤等）の調達、搬入、設置、設定、テスト等。

なお、パソコン、プリンタ等のハードウェアは、本市が所有する既存の機器を使用するものとする。

(2) システム構築に当たっての導入支援（プロジェクト管理、定例会の実施、システム説明会、システム利用者への操作説明会など）。

特に、電子文書管理システムについては、他団体の導入事例等に基づき、システムを活用した本市に適した文書管理ルールの見直し、文書管理事務の効率的な運用を目的とした文書発生から最終段階までの運用支援、及び電子決裁等文書の電子化を推進する取組について助言等ができる場合は支援を行うこと。

(3) システム調達はインターネット接続系で動作が保証される方式で行い、本市が求める機能を実装するサービスの設計・構築、データセットアップ、運用保守、その他必要となる附帯作業等。

(4) システム稼働に必要となる各種コード入力、パラメータ設定、所属、職員情報等のマスターデータ登録。

(5) システム本稼働時の本稼働への立会い、及び本稼働日から一定期間（本市との調整による。日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）におけるサポートデスクの設置。

(6) システムの運用、保守（本市に対する運用時支援を含む）。

(7) システム障害等への迅速な対応。

(8) 現行の電子文書管理システムからのデータ移行。手順等については本市及び現行システムベンダと調整を行うこと。

7 システム要件

(1) 基本要件

- ア 国又は地方公共団体において、Web ブラウザによるクラウド方式での導入実績を有していること。
- イ 本市での本稼働日（運用開始日）以降、5 年以上利用可能なものであること。
- ウ Web 型システムとし、本市職員（「喜多方市の組織と各施設所在地」に記載の組織（施設）に勤務する職員。）の既存のインターネット接続系パソコンで利用できること。なお、本市の職員数（ユーザ数）は、約 500 名である。
- エ Web ブラウザは、Microsoft 社の Edge の使用を前提すること。なお、クライアント側に特殊な専用ソフトウェアを必要としないこと。
- オ Web アプリケーション稼働サーバ環境がオープンシステムを基盤に構築されていること。なお、ここでのオープンシステムは、汎用的に利用されている Windows や Linux 等の OS で構築されているシステムを意味する。
- カ Oracle、SQLServer 等の業界標準のデータベースを使用していること。
- キ 軽微な法及び制度改正等の対応は、運用保守の範囲内とすること。大規模な法改正等によるシステム改修については、最も経費低減が図れる手法を本市と協議の上、対応方針を決定するものとする。
- ク 本市からのクラウド側への接続においては、SSL/TLS などの暗号化通信方式の採用など、安全な通信接続が担保できる方式を提案すること。

(2) 機能要件

- ア グループウェア 「喜多方市グループウェア機能要件」を参照のこと。
- イ 電子文書管理システム 「喜多方市電子文書管理システム機能要件」を参照のこと。
- ウ ア及びイがパッケージ機能で実現できない場合は、代替策を提案すること。

8 システム導入要件

(1) 体制

システムの導入を遅滞無く進め、かつ品質を維持することが可能となるよう、十分な体制を整備し、プロジェクト管理作業を行い、導入経過及び進捗などについて、本市に対し定期的に報告すること。

(2) 導入措置

システムの導入においては、稼働開始時に事務処理及びシステム運用を円滑に行うことが可能となるよう、以下の対応を行うこと。

ア 環境設定

システムを構成するハードウェア、ソフトウェア及びパッケージの設置、環境設定、インストールなどの必要な措置をとること。また端末及び他システムの動作に悪影響を及ぼさないよう事前に十分な調査・調整を行うこと。

イ 現行システムとの並行運用

システムの導入においては、令和6年10月から令和6年12月まで本番時の運用体制で、現行システムとの並行運用を行う。（並行運用期間については、本市との協議により変更を可とする。）

9 システム保守

(1) 共通事項

ア ソフトウェアとハードウェアに対して、システムの信頼性の確保と安定的な稼働に必要な保守業務を行うこと。保守対応は、即時対応を原則とする。

イ 災害時出勤等も考慮し、システムは常時稼働可能であること。また、保守のサービス時間は、日曜日及び土曜日、祝日並びに年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとするが、メールでの問合せについては、24時間365日受付を行い、緊急を要する場合は、保守サービス時間外であっても可能な限り保守対応等を行うこと。

ウ 問合せ、障害等の連絡の後、事象が重大と判断された場合は、現地対応を含めた対応を行い、状況を報告すること。また、システム障害等の解消後に対応結果や今後の改善策について報告を行うこと。

エ 障害等の原因の切り分けが困難な場合は、受託者が納入したか否かにかかわらず、その原因の切り分けに協力すること。

オ システムの障害予防策を講じること。

カ 保守作業実績等の報告を行うこと。

キ 操作マニュアルを整備すること。

ク 各業務の内容と各システムに精通し、技術者等によるサポートを経常・継続的に提供できる体制を整備すること。

ケ 軽微な法改正については、追加費用を発生させずに、システム保守契約の中で対応すること。新制度の創設や補助金交付対象となる大規模法改正への対応については、別途協議を行うこととする。

(2) ソフトウェア保守

ア 本市からの問合せ及び相談については随時対応を行うこと。

イ 障害が発生した場合は、復旧を行うこと。

ウ プログラム等のソフトウェア資産の管理を行うこと。

エ 脆弱性が発見された場合、受託者は、十分な検証を行い、必要に応じて脆弱性対応修正

を行った上で、セキュリティ水準を保つこと。

オ システム改修を伴わない軽微な修正（レイアウトの調整、文言の修正等）については、保守の範囲として対応すること。

(3) 運用環境保守

ア パッケージソフトウェアに関する保守を行うこと。また、技術的不具合が発見された場合、不具合修正プログラムを適用するなど、速やかに対応を行うこと。

イ OS 及びミドルウェアに関するサポートを行うこと。

ウ 本市のネットワーク環境が変更となった場合は、本市と協議の上、必要な支援を行うこと。クライアントの OS 及びソフトウェアの変更バージョンアップについても同様とする。

10 研修

(1) グループウェア

ア 対象者区分および人数

システム管理者向け（5 名程度×1 回）、利用者向け（20 名程度×4 回）

イ 内容

対象者区別に操作研修などを対面又はオンラインで実施すること。なお、同じ対象者区分の者に対する電子文書管理システムの操作研修との同時開催を可とする。

ウ 研修環境等

（ア）研修に必要な教材と研修に必要なデータを本市と協議により作成すること。

ただし、必要部数は本市が印刷し用意することとする。

（イ）研修環境（研修場所および PC など）は本市で提供する。

(2) 電子文書管理システム

ア 対象者区分および人数

システム管理者向け（5 名程度×1 回）、利用者向け（20 名程度×4 回）

イ 内容

対象者区別に操作研修などを対面又はオンラインで実施すること。なお、同じ対象者区分の者に対するグループウェアの操作研修との同時開催を可とする。

ウ 研修環境等

（ア）研修に必要な教材と研修に必要なデータを本市と協議により作成すること。

ただし、必要部数は本市が印刷し用意することとする。

（イ）研修環境（研修場所および PC など）は本市で提供する。

1 1 セキュリティ

システムが漏えいや改ざんなどの不正アクセスされないようにするため、業務上の役割ごとの権限制御や組織を基本としたセキュリティ対策を行うこと。また、導入時には最新のセキュリティ情報をもとにセキュリティ対策を行い、運用開始後も必要都度、対策を実施すること。

1 2 その他

(1) システム連携

ア 職員情報の更新

組織及び職員の管理については、職員の異動、組織改正などの際は、職員の手を煩わせることがないよう、必要な情報を本市の人事給与システムからのAPI連携により、データ収受の自動化を行うこと、又は、何らかの媒体を用いて抽出し、一定の条件でデータ更新できる機能を有していること。

イ グループウェアと電子文書管理システムの連携

(ア) シングルサインオンにより、一度の認証でグループウェアと電子文書管理システムのすべての機能を利用できること。

(イ) グループウェアのポータル画面に、電子文書管理システムにおける処理待ち文書数等が表示されること。

(ウ) (イ)の表示等から電子文書管理システムを起動できること。

(2) 納入条件

ア 納入にあたっては、本市と十分に協議・調整を行うとともに、本市が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

イ 本市との協議・調整の内容及び指示については、打ち合わせ簿に記録し、相互に確認すること。

ウ システムと連携する他の情報システムなどとの接続にあたっては、各情報システムなどの設置・管理者と十分協議・調整を行うこと。

エ 納入に伴い既存の建物、施設、設備などに損傷を与えた場合は、直ちに本市に報告するとともに、受託者の責任において速やかに修復すること。

オ 納入に伴い発生する廃棄物などの処分については、受託者の責任において行うこと。

(3) ライセンス契約

ア システム稼働に必要なソフトウェアのライセンス(使用許諾権)取得にかかる費用は、すべて本調達に含まれる。ただし、翌年度以降の更新費用については別途、契約とする。

イ すべてのライセンス契約について、本市に代わり必要な登録作業を行うこと。

ウ ソフトウェアのライセンス契約書は、整理を行った上で本市へ提出すること。

(4) 保証

納品されたソフトウェアに係る瑕疵担保責任期間は検収後半年間とし、その間に発見された瑕疵については速やかに修復すること。

1 3 （参考）本市の基本情報及び既存環境等

- (1) 職員数（ユーザ数） 約 500 名
- (2) 本市の組織 「喜多方市の組織と各施設所在地」のとおり
- (3) 文書量（年間） 約 70,000 件（電子的な管理が可能な文書数）
- (4) 既存環境等

システムは、既存の庁内インターネット接続系ネットワーク上に構築し、既存クライアントを利用するものとし、既存環境を十分考慮すること。

なお、本市のインターネット接続系ネットワークは、福島県セキュリティクラウドを経由してインターネットと接続されている。

項目	既存環境
回線環境	・通信プロトコル : TCP/IP ・本庁、支所内 LAN : 100Mbps ・出先事業所間 WAN : 100Mbps
クライアント環境	OS ・Windows 10/11 利用ソフトウェア ・Microsoft Edge ・MS-Word、MS-Excel（他想定利用ソフトウェア群） メモリ 4GB で動作可能なこと。